

随意契約理由書

案件名：一級河川 寝屋川 流域調節池テレメータ外部配信基盤整備工事

本工事は、寝屋川流域における流域調節池を遠方監視しているシステムに情報配信機能を追加し、関係者に向けて配信する機能増設工事です。

当該システムは寝屋川水系改修工営所と、関係 6 市に設置している端末で調節池の監視を行っておりますが、本工事により機能追加することで水防に携わる府や市の関係者が一般的なモバイル端末でも調節池設備の異常や故障等を監視することが可能となり、施設の現状を確認することはもとより、これら必要な情報を警報として電子メールでも配信可能とするものです。

今回、流域調節池遠方監視システムで監視している情報を配信するには、既設ソフトウェアのプログラム構成やシステム全体に関する知見が必要であり、この能力を有するのは本システムを共同で開発・設計した三菱電機株式会社と西菱電機株式会社以外にありません。三菱電機株式会社は保守点検・補修工事かつ小規模伝送設備工事について西菱電機株式会社へ業務移管をしているため、西菱電機株式会社大阪支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。